

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		道路占用権の承継の許可
根拠法令及び条項		新座市道路占用規則第5条 道路占用者が死亡し、又は合併によつて解散した場合に、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人が当該権利義務を承継しようとするときは、道路占用権承継許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
審査基準	関係条項	道路法第33条又は第36条第2項 道路法施行令及び 道路法施行規則
	基準 (未設定の場合 はその理由)	承継についての許可基準は道路法第33条又は第36条第2項、道路法施行令及び道路法施行規則の規定によるほか次の各号によるものとする。 1 占用物件の保守管理が適切に行えること。 2 占用許可の権利義務の承継の内容が妥当なものであること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	15日間
	設定等年月日	平成11年7月1日